



埼大生のための 安全な海外渡航の手引き

Sai-Dai Guideline for Your Safety Abroad

2 0 2 3 年 6 月
埼玉大学 国際本部

緊急時の連絡先

出発前に、以下の連絡先を全て記入してください。また、この手引きを2冊配布しますので、1冊は必ずご家族の方にお渡しください。

指導教員氏名または担当教員氏名（ ）

携帯電話番号（ - - ）

E-MAIL:

所属学部（研究科）・学務係電話番号（048- - ）

埼玉大学 留学・国際交流課（留学交流担当）

電話：+81-48-858-9061

E-MAIL: outbound@gr.saitama-u.ac.jp

（祝日・年末年始を除く 月—金 8：30—17：15）

緊急時（夜間・休日）：+81-48-858-3134

東京海上日動海外総合サポートデスク 電話+81-3-6758-2460

**日本エマージェンシーアシスタンス OSSMA 専用ヘルプライン（24 時間日本語対応）
電話+81-3-3811-8286**

目次

はじめに	5
------	---

I. 渡航前の準備 5

1. 国際情勢や治安情勢に係る情報収集	5
2. 犯罪手口や防犯対策に係る情報収集	6
3. 現地の法令・規則に係る情報収集	7
(1) 査証（ビザ）とパスポートの残存有効期限	7
(2) 通貨の交換と制限	7
(3) 通関	7
(4) 写真撮影の制限	7
4. 風俗、習慣等に係る情報収集	8
5. 健康、医療に係る情報収集	8
6. 海外旅行傷害保険・海外留学保険の加入	8
7. 留学生危機管理サービス（OSSMA）への加入	9
8. 海外渡航届（様式1）等の提出等	9

II. 滞在時の注意 9

1. 健康管理	9
(1) 飲食物	9
(2) 移動、休養、睡眠	10
(3) 感染症（伝染病）、風土病	10
(4) メンタルヘルス	10
(5) 怪我等による診療・入院	10
2. 医療事情の把握	11
3. 自動車の運転について	11
4. 日本大使館・総領事館への在留届・たびレジの提出と危険情報の把握	11
5. 海外留学・研修等先での危機管理体制把握	12
6. 緊急連絡	12
7. 窃盗、詐欺、強盗、習慣、宗教などのトラブル	12
(1) トラブルを避けるために	12
(2) 窃盗、詐欺、強盗に直面した場合	12
8. 紛争、暴動、クーデター、テロなどの緊急事態	12
(1) 緊急事態を避けるために	12
① 危険な場所には近づかない	12
② 渡航中の最新情報チェック	13
(2) 緊急事態に直面した場合	13

①ホテルで遭遇した場合	1 3
②外出中に遭遇した場合	1 3

Ⅲ. 犯罪等の事例集 1 4

1. 多くの日本人が巻き込まれる財産犯罪	1 4
(1) スリ	1 4
(2) 置き引き	1 5
(3) ひったくり	1 6
(4) その他の窃盗手口	1 7
(5) いかさま賭博 (トランプ詐欺)	1 7
(6) 偽ガイド (偽の出迎え)	1 8
(7) 悪徳タクシー	1 8
(8) ぼったくりバー	1 9
(9) クレジットカード詐欺	1 9
(10) 睡眠薬強盗	1 9
(11) ホテルでの強盗	2 0
(12) 首絞め強盗 (羽交い締め強盗)	2 0
(13) 偽警察官	2 1
(14) 夜間・早朝の路上強盗	2 1
2. 現地の法律、風俗、習慣に関わるトラブル	2 2
(1) 禁制品の持ち込み、持ち出し	2 2
(2) 写真撮影	2 2
(3) 宗教や習慣によるトラブル	2 3
3. 麻薬に関わるトラブル	2 3
(1) 麻薬を購入した、買わされた	2 3
(2) 知らないうちに麻薬の運び屋にされていた	2 4
4. 日本人が「犯罪者」になるケース	2 4
5. 海外留学経験者 (埼大生) からのアドバイス等	2 4

Ⅳ. 海外渡航情報収集のリンク集 2 5

- ・様式 1 海外渡航届
- ・様式 2 緊急連絡先 (本人・家族控用)
- ・様式 3 危機発生報告書
- ・別添 1 海外留学・研修等の危機管理対応時の概念図
- ・別添 2 連絡体制

はじめに

海外留学・研修等の準備は進んでいるでしょうか。事前に、スーツケースに入れる物、手荷物として携帯する物のチェックリストを作りつつ、準備してください。恐らく『もう大丈夫。後は何とかなる』と思われる方も多いと思います。

しかし、安全管理の意味で、知っておいてほしいことが幾つかあります。予備知識なしでの海外渡航は危険です。日本での常識が海外では通用しないことも多く、大変な事件に巻き込まれることもあります。

そこで、海外留学・研修等が、安全で有意義なものになるよう、この手引きを作りました。何かあったときに慌てずにすむよう、渡航前に準備をすることはとても重要です。渡航前の準備と滞在時の安全対策のために役立ててください。

I. 渡航前の準備

1. 国際情勢や治安情勢に係る情報収集

渡航前に、目的地の安全を確認することが重要です。状況によっては、危険地域とされる場合があり、出発を見直し・延期・キャンセル等の検討が必要になります。**外務省の海外安全ホームページ** (<http://www.anzen.mofa.go.jp>) では、治安が激しく悪化したり、災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、その危険性が高まっていると判断された場合には、その国（あるいは地域）に対して、以下の4つのカテゴリーの「危険情報」及び「感染症危険情報」を発出しています。この「危険情報」及び「感染症危険情報」を参考にして、「危険な場所や時間帯を意識する」という心構えを基本にし、安全な渡航計画を立ててください。

■ 危険情報カテゴリーの表記と説明

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避を勧告するものです。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して待避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとってください。

レベル1：十分注意してください。

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

■ 感染症危険情報カテゴリーの表記と発出の目安

レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

感染症危険情報→特定の感染症に対し、ＩＨＲ第４９条に規定する緊急委員会において、同第１２条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」が発出され、ＷＨＯが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

感染症危険情報→特定の感染症に対し、ＩＨＲ第４９条に規定する緊急委員会において、同第１２条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」が発出され、ＷＨＯが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。

レベル２：不要不急の渡航は止めてください。

感染症危険情報→特定の感染症に対し、ＩＨＲ第４９条に規定する緊急委員会において、同第１２条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（ＰＨＥＩＣ）」が発出される場合等。

レベル１：十分注意してください。

感染症危険情報→特定の感染症に対し、国際保健規則（ＩＨＲ）第４９条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。

なお、感染症の危険情報は、４段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を実際の状況に応じて柔軟に注意事項を追加で付記されます。

代表例：

「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）待避を検討してください。」

→商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合など。

「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）待避を検討してください。」

→現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。

「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」

→WHO の感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の法人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。

2. 犯罪手口や防犯対策に係る情報収集

一般的に安全とされる国・地域でも、日本人が犯罪被害を始めとした事件・事故に巻き込まれるケースは多くあります。スリ、置き引きなどの犯罪は、貴重品の管理の方法、手荷物の持ち方などの基本的な対応策で大半の被害を防ぐことができます。被害事例（Ⅲ．犯罪等の事例集）を参照し、被害に遭わないよう気をつけてください。

また、日本の連絡先（大学、家族）に、渡航日程、緊急時の連絡先（日本大使館・総領事館、宿泊先、ホテル、警察、病院、消防）、携帯電話番号などを「埼玉大学海外留学・研修等届（様式 1）・緊急連絡先（本人・家族控用）（様式 2）」を利用して、事前に知らせておくと共に、渡航先から定期的に大学、家族に連絡をしましょう。

3. 現地の法令・規則に係る情報収集

現地の法令・規則を守ることこそ、その国への敬意を表することに繋がります。国によって様々な規則・取締りが行われていますが、多くの国でほぼ共通していることは次のとおりです。いずれの制度も国によって特性がありますので、渡航前にしっかりと確認して、違反しないように注意することが重要です。

（1）査証（ビザ）とパスポートの残存有効期限



渡航目的・滞在期間に適合した査証を取得することが必要です。ただし、観光目的の短期滞在など一定の目的・期間に限って査証の取得を免除している国もあります。また、国によっては、入国の際（あるいは査証取得の際）、所持しているパスポートに一定の残存有効期間がない場合、入国（あるいは査証の発給）が拒否されることもあります。

（2）通貨の交換と制限

外国為替の管理を厳しく実施している国があります。そのような国では、出入国時に持ち込む（持ち出す）外貨の額を厳しく制限しています。こうした規則に違反してしまい、出国時に所持金を没収される例も少なくありません。また、現地通貨から外貨に換金できる額に制限を設けている国もあります。

（3）通関

ほとんどの国では、麻薬類や銃器などの武器類の持ち込み、持ち出しが禁止されています。**特に麻薬の所持による死刑判決など、海外では厳しい結果が待っています。**また、防疫対策のため多くの国で動物（食肉や魚を含む）や植物の持ち込みや持ち出しを規制しています。その他、貴金属や電気機器などの持ち込みに申告が必要な国があり、この場合、正確に申告を行い、税関から渡される受領証を出国まで大切に保管する必要があります。

（4）写真撮影の制限

多くの国では、国防上の理由から、国境施設、軍事施設、空港、港湾などの施設について写真撮影を禁止しています。この他、一定の公共施設や美術館などについて、撮影の許可が必要な国もありますので注意が必要です。うっかり禁止地域を撮影したために、カメラを没収されたケースや警察に拘留されたケースも発生しています。

4. 風俗、習慣等に係る情報収集

特に、宗教に関わる問題については慎重に対処することが必要です。風俗・習慣のみならず社会全般にわたって、宗教が大きな役割を占めている国は少なくありません。そのような国では法律に宗教に関する規定を含んだものが多く、宗教を侮辱したり、宗教儀式を妨害したりするような行為は厳しく罰せられます。服装についても注意が必要な国はたくさんあります。特に宗教施設を訪問する際には、過度に肌を露出する服は避け、その宗教に敬意を示す態度を心がけましょう。

宗教に関わりないことでも、注意の必要なことがあります。その国の風俗・習慣の全てを調べ理解することは不可能ですが、大切なことは、現地の風俗・習慣を尊重する気持ちを持ち、常に慎重な言動に努めることと言えます。また、渡航先の政治、社会、文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておくことも大切です。

5. 健康、医療に係る情報収集

渡航先の大学等によって違いますが、健康診断書の提出を求められることがあります。毎年春に実施される「学生定期健康診断」を受診している学生は、英文の健康診断証明書を保健センターで作成してもらい、持参しましょう。

通院中であれば、留学・研修等に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらうとともに、持病の診断書（英文）、紹介状（英文）、処方薬説明書（英文）を渡航先へ持参するようにします。歯の治療等についても、渡航前に済ませておきます。

また、何らかの感染症が少しでも発生している地域に渡航する際には、予防接種が必要かという情報はもとより、現地で体調を維持していくためには特にどのような注意が必要かという観点で情報を集め、事前に必要な対策を講じることが大切です。さらに、急な傷病に素早く対応するためには、現地の医療機関に関する情報を収集しておくことも大切です。

6. 海外旅行傷害保険・海外留学保険の加入

事故、事件及び病気等の事態に備え、海外旅行傷害保険等には**必ず加入**し、航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認しましょう。また、渡航前に加入した保険証書のコピーは「海外渡航届（様式 1）」とともに大学（各プログラム担当）、家族に提出しておきましょう。

海外旅行傷害保険等に加入していると、貴重品の盗難や遺失時の対価、事故や病気の際の医療費や移送費などが補償されるほか、保険会社によっては、トラブルに対し、通訳の手配サービスや緊急キャッシングサービスなども盛り込んでいます。**入院、行方不明等のその対応費用、救援者現地派遣費用、遺体移送費用などがカバーされている保険であることが重要です。**

保険によっては、提携している病院だとキャッシュレスで受診できることもあります。その場合には提携病院のリストを忘れずに持っていきましょう。

なお、クレジットカードには、海外旅行傷害保険特約の付いたものもありますが、補償の限度額やサービスの範囲はカードにより様々ですので、十分な保険とは言えません。

本学では原則として、大学が認める留学プログラム（協定校派遣留学、インターンシップ、学会発表

など)に参加する場合、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学研災付帯 海外留学保険 (付帯海学)」に加入することが条件となっています。

7. 留学生危機管理サービス (OSSMA) への加入

大学が認める留学プログラム (協定校派遣留学、インターンシップ、学会発表など)に参加する場合、本学が提携している、日本エマージェンシーアシスタンス (株) の留学生危機管理サービス (**O**verseas **S**tudents **S**afety **M**anagement **A**ssistance) に必ず登録する必要があります。(登録方法は、8.その他にて、説明します。)

OSSMAは、OSSMA LOCATORを通じた安否確認、危機管理情報の提供、また、OSSMAヘルプラインを通じた海外医療アシスタントサービス、ご家族への渡航サポート、弁護士紹介を24時間365日・日本語により行っています。加入費用は、当面の間は大学で負担しますので個人負担はありません。

8. 海外渡航届 (様式 1) 等の提出等

- ・本学の危機管理に関する説明会やオリエンテーション等へ参加し、渡航1か月前までに「海外渡航届 (様式 1)」を留学・国際交流課に必ず提出してください。(大学が認める留学プログラム (協定校派遣留学、インターンシップ、学会発表など)に参加する場合、この海外渡航届 (様式 1) を提出することにより、学研災付帯 海外留学保険 (付帯海学) への申込みならびにOSSMAへの加入手続きが行われます。)
- ・本冊子を渡航先に持参するとともに、家族にも渡しておきましょう。
- ・海外留学・研修等先での危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を確認し、留学・研修先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容をできる限り把握しましょう。

II. 滞在時の注意

1. 健康管理

海外で体調を崩す要因として、気象条件の差、時差、食習慣の相違、精神的ストレス等があげられます。体調を崩すと現地の感染症 (伝染病) を呼び込んでしまったり、事故または犯罪被害にあいやすくなります。健康管理のため、(1) ~ (5) について、十分注意してください。

(1) 飲食物

水 : 安全な市販のミネラルウォーターを飲むことが基本。生水及び水道水などは飲まないこと。シェイクや飲み物に入っている「氷」にも注意が必要。また硬水を多く含む欧州の水道にも要注意。

魚介類 肉類 : 十分に加熱調理したものを食べることが基本。生や半生のものは食べないこと。

野菜 : 加熱調理したものを食べることが基本。生野菜は食べないこと。



乳製品 卵製品：十分に加熱調理したものを食べることが基本。調理後時間の経っているものは食べないこと。

果 物：自分で皮をむいたものを食べることが基本。皮をむいたカットフルーツは食べないこと。

（２）移動、休養、睡眠

短期間で数多くの場所を移動するのは、ともすれば疲労がたまり体調を崩す要因になってしまいます。自分の体力に合った日程を立てることが大切です。また、何らかの感染症が存在する地域では、感染を予防するという意味からも、十分な休養、睡眠をとることが大切です。



（３）感染症（伝染病）、風土病

熱帯地域では、マラリアやデング熱をはじめとした感染症に感染する危険があります。流行中の感染症や地域特有の風土病については、渡航後も情報収集（例：厚生労働省検疫所ホームページ）に努め、それぞれの性質に応じた対策を行う必要があります。

<対策>

- ・感染症に応じたワクチンの予防接種を行っておくこと。予防接種の種類によっては数回接種するので、余裕を持った接種日程を検討しましょう。日本にワクチンのないものは、現地到着後、速やかに接種してください。
- ・動物（昆虫）を媒体とする感染症については、まず感染しないための準備を行うこと。（予防薬、蚊帳、防虫スプレー、肌を露出させない服の準備など。）また、むやみに動物に手を出さないこと。
- ・生水、生ものは避け、食事は衛生状態の良い店でとってください。（特に、経口感染による病気が流行している場合は厳重注意）

（４）メンタルヘルス

異文化の中で生活するのは想像以上に大変なものです。多くの場合、自分でも気づかぬうちにストレスがたまってしまいます。いつもの自分と違うな、と少しでも感じた場合は遠慮せずに留学生相談室中本教授（shinichi@mail.saitama-u.ac.jp）へ相談してください。

※重要なのは、海外滞在中はストレスも高く、正確な判断も困難で、場合によっては留学・研修等を中止するという決断を恐れないことです。

（５）怪我等による診療・入院

不測の事態による診療・入院が必要な場合、多額の費用を払うことが想定されます。病院によってはクレジットカードが必要な場合や救急車の支払いが現金のみに限られる場合もあります。海外旅行傷害保険等の保険証とパスポートは必ず持って受診してください。保険を適用するための領収書を必ず受領

してください。帰国後は、必ず国内の病院で診てもらうようにしてください。

2. 医療事情の把握



海外で重い病気や怪我を負った場合、現地の医療では対応できない場合、近くの国の病院への緊急移送などの事態も想定しなければなりません。こうした事態に備えるためにも、緊急移送サービスの付いた海外旅行傷害保険等への加入をお勧めします。

万が一、受診することになった場合に備えて、どこにどのような病院があるのか、予約は必要か、保険は使えるのか、薬はどこで買えるのか、急病の場合の救急車の呼び方等を必ず調べ、把握しておきましょう。また、持病のある人は、診断書（英文）、処方薬説明書（英文）を渡航先へ持参し、かかりつけ医を決めておきましょう。（この際、日本で主治医に紹介状（英文）を書いてもらっておくとよいでしょう）

留学の場合は、留学先の大学の保健センター等で受診することができますので、渡航後すぐに場所や利用方法等を確認しておくことをお勧めします。

なお、諸外国では、日本と違い、大きな病院は直接受診することができない国もありますので注意してください。

3. 自動車の運転について

海外渡航中は、自動車の運転は原則禁止です。やむを得ず運転をしなければいけない場合は、事前に現地の交通事情等を調べておくことが重要です。

また、交通事故に遭遇した場合には、素人の直談判は後々の事故処理に際し、トラブルの原因となりやすいので、直ちに警察、救急、保険会社、レンタカー会社等に連絡をとり、当事者同士の議論は控えることが大切です。

4. 日本大使館・総領事館への在留届・たびレジの提出と渡航情報の把握

外務省では、海外渡航する方のために海外滞在 3 か月以上の場合には「在留届」、3 か月未満の渡航予定の場合は「たびレジ」の 2 種類の渡航登録サービスが提供されています。

在留届・たびレジは、非常事態発生時に、在外公館からの緊急一斉連絡メールの受信や、身元確認、安全確保のための重要な書類ですので、渡航前に外務省ホームページ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）から必ず登録してください。

海外へ渡航の際、3 か月以上留学・滞在する場合、「在留届」を提出、また 3 ヶ月未満の海外渡航者は、「たびレジ」の登録を速やかにおこなってください。

また、滞在国における危険情報は、外務省の海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）などで定期的に危険情報について把握しておくことも重要です。

注：旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する日本人は、その地域を管轄する日本大使館または総領事館あてに「在留届」を提出することが義務付けられていま

す。

5. 海外留学・研修等先での危機管理体制把握

海外留学・研修等先での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなどには必ず参加しましょう。緊急時の対応体制及び連絡システムや渡航後に加入した保険がある場合は、予め大学、家族に報告しておきましょう。

6. 緊急連絡

滞在中、事件、事故、自然災害等で生命が危険にさらされた場合には、救助・救援を求める必要があります。このような事態に備えて、「緊急連絡先（本人・家族控用）（様式2）」を外出の際は必ず携行しましょう。定期的に大学、家族に連絡をとることも緊急対策につながります。また、海外留学・研修等先の関係者に緊急連絡先を知らせておき、「海外留学・研修等の危機管理対応時の概念図（別添1）」を基本に以下の①～④の連絡等が行えるようにしておきましょう。

- ① 海外留学・研修等先の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。
- ② 「海外留学・研修等の危機管理対応時の概念図（別添1）」に基づき大学へ連絡・相談する。
なお、自ら連絡できない場合などは、海外留学・研修等先や日本大使館・総領事館等の関係者に大学、家族への連絡を依頼する。
- ③ 日本大使館・総領事館の連絡・指示に従って行動する。
- ④ 保険会社にも連絡する。

7. 窃盗、詐欺、強盗、習慣、宗教などのトラブル

（1）トラブルを避けるために

渡航先の治安状況や犯罪の傾向・手口、法律や習慣を事前に熟知しておくことで、多くの事件・事故を防ぐことができます。「Ⅲ. 犯罪等の事例集」をよく読んで犯罪事例、防犯対策の予備知識を習得しておきましょう。

（2）窃盗、詐欺、強盗に直面した場合

・窃盗、詐欺など財産被害にあったら、まず警察に被害の事実を届け出て、被害届の受理書（Police Report）を受け取りましょう。その書類は、パスポートの再発給や保険請求などの際に必要です。

・路上強盗や睡眠薬強盗などがあった場合、軽い症状であっても、後遺症が出る可能性も否定できません。安易な自己診断は危険であり、近くの病院で診察を受けるようにしてください。

※海外では犯罪者の多くが凶器を所持しています。万が一犯罪にあってしまったら、生命の安全を第一に考え犯人の要求にできるだけ抵抗しない態度を示す必要があります。

8. 紛争、暴動、クーデター、テロなどの緊急事態

（1）緊急事態を避けるために

①危険な場所には近づかない

緊急事態に遭遇しないための最重要ポイントは、「危険な場所には近づかない」ことです。渡航前に目

的に危険が存在すると分かったら、そこは渡航対象から外す、滞在中に危険の存在を認識したら速やかにそこを離れることが重要です。

②渡航中の最新情報チェック

比較的治安のいいとされる国（地域）であっても、テロやデモ、暴動など、突発的な事件の発生により一時的に治安が悪化する場合があります。渡航先においても、テレビやラジオ、パソコンなどで最新情報を入手するように努めて下さい。NHKの海外放送（テレビ、ラジオ）でも、定期的に海外の安全情報を流しています。また、最寄りの日本大使館・総領事館でも最新の情報を入手することができます。

（２）緊急事態に直面した場合

①ホテルで遭遇した場合

・現地関係者からの連絡や報道で、緊急事態の発生を知った場合には、まず、電話などで自分の存在を最寄りの日本大使館・総領事館に知らせましょう。その際、電話がかかりにくい、使えないといった理由で安否を知らせることができない状況も考えられますが、その場合は、不用意に移動せず、その場で待機することが賢明です。

・ホテルの中で待機する際は、興味本位で窓の外の状況を見るといった行動は絶対に避け、窓を閉め、明かりを消す等、できるだけ安全な状態・場所で待機することを心がけてください。

②外出中に遭遇した場合

・外出中に、自分の近くでテロ事件や暴動に遭遇した際、かなり混乱した状態が予想されます。このような場合は、決してパニックにならず、群集には近づかないようにし、早く安全な場所に避難することが大切です。

・車で走行中であれば、来た道を引き返し安全な場所に移動する、歩行中であれば、安全な建物や商店などに避難して、その後、最寄りの日本大使館・総領事館に連絡してください。

・好奇心で騒乱の場に参加するような行動は決してとってはいけません。

今後どの国においても不測の事態が発生することが懸念されます。以下の事項をよく読んで、異常事態に備えてください。

☆日常生活を過ごすにあたって

1. 冷静にかつ、気を引き締めて過ごす。
2. 危険な場所に近寄らない。人混みはなるべく避ける。
3. 滞在国の在外公館や滞在先大学、またはNHKの海外放送などの信頼のおける情報を常に入手・確認すること。
また在外公館の電話・連絡先を控えておくこと。
4. 海外留学保険の証券番号と連絡先を携帯し、外出すること
5. 旅行などで寮などを離れる場合は、

- ・OSSMA に旅程を登録する。
- ・日本の家族などに滞在先などを連絡する。
- ・国をまたぐ計画の場合は、3 ヶ月以内は「たびレジ」の登録、3 ヶ月以上は「在留届」を提出すること。

登録はこちら 外務省渡航登録サービス

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

6. 外務省海外安全ホームページを随時確認すること。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

7. 自分の身は自分で守ること

☆突然の不測の事態に備えて

1. 身の回りの整理を行っておくこと。
2. 住んでいる寮・アパート等からの避難経路を確認しておくこと。また、避難経路の階段等までの歩数を確認しておくことと火災等の時の避難時に役に立ちます。
3. 帰国便の航空券を購入するための現金（ATM 等銀行が機能しない場合もあります）を準備しておくこと。
4. 緊急出国するときの空港等への脱出ルートなどをいくつか調べて、想定しておくこと。

Ⅲ. 犯罪等の事例集

出典：外務省「海外安全虎の巻」下線は埼玉大生の事例です。

1. 多くの日本人が巻き込まれる財産犯罪

外務省でまとめている「海外邦人援護統計」（海外にある日本大使館・総領事館が知り得た日本人の事件・事故についての統計）によると、日本人が巻き込まれたトラブルの中で群を抜いて多いのが、窃盗、強盗、詐欺などのいわゆる財産犯罪による被害です。事件・事故の総件数の4割近くを占めています。日本人は、海外では金持ちだと思われることを忘れないようにしましょう。ここでは、ほんの一瞬の隙を狙ってくるスリや置き引きの他、善意につけ込む詐欺、武器を所持する犯人が多く、命にかかわることにもなりかねない事例を紹介します。本学から留学中に、実際にそのような被害に遭ってしまった先輩方もいます。海外では、常に危険と隣り合わせという自覚を持って、慎重に行動しましょう。滞在国により犯罪の内容も異なるので、各自で外務省海外安全ホームページにて当該国の情報を入手してください。

（1）スリ

【事例1『路上で』】

- ソフトクリームを食べながら歩いてきた人がぶつかってきて、服にクリームがついた。その人は親切を装って

ふき取ってくれたが、後で気がつくともポケットから財布がすられていた。（※服につけられるのは、他にも、ペンキ、ケチャップ、マスタードなどいろいろあります）

<対策>

！ 犯罪者は「犯行の標的」のスキをうかがっています。自分のことをじっと見ている人がいないか、周囲に気をつけましょう。見知らぬ人から不審な行為をされた場合には、毅然とした態度で対応することが必要です。

【事例 2『乗物の中で、買い物中に』】

- バスの車内で集団に取り囲まれて、バスが揺れるたびに体に触れたり、乗客が乗り降りするたびに押されたりして、後で気がついたら財布をすられていた。
- エスカレーターの降り口で、前に立っている人がつまずいて立ち止まったので自分も立ち止まり、すぐ後ろに立っていた人とぶつかった。後で気がつくとも財布がすられていた。

<対策>

！ スリは気がつかないうちに取られている場合がほとんど。バッグや上着、ズボンのポケットなど、盗まれやすい所には、貴重品を保管しないようにしましょう。

！ 乗物やデパートなど人混みの中で、体が不自然に押されたり触れられたりしたときは、すぐに所持品を確認しましょう。

！ スリの犯人がお金持ち風のご婦人だったという例もあります。

（２）置き引き

【事例 1『空港で、ホテルのロビーで』】

- 到着ロビーで、機内預けのスーツケースを引き取っている間に、カートに置いたカバンを置き引きされた。
- 到着時、迎えに来た人と挨拶をしている間に、足元に置いたカバンを置き引きされた。
- ロビーのフロントでチェックインの手続をしている時に、足元に置いたカバンを置き引きされた。
- 出発時のセキュリティチェックの際、ボディチェックを受けている間に、カバンを置き引きされた。

<対策>

！ 空港を専門にしている泥棒もいます。カバンは常に手から離さず、やむを得ず手を離しても体に触れるよう置きます。両足の間に置いても、足に触れていなければ盗まれてもわかりません。

！ 海外でのパスポートの紛失・盗難件数は年間約 8 千件です。盗難に遭ったパスポートが偽変造されて不法な出入国に使われた例もあり、ビザなし渡航国が多い日本のパスポートは国際的な犯罪組織から狙われています。

【事例 2『レストランで』】

- ビュッフェ（バイキング）形式のレストランで、席取りのためテーブルにカバンを置いて料理を取りに行ったら、カバンが置き引きされていた。

- 椅子にショルダーバッグを掛けて食事をしていたら置き引きされた。

＜対策＞

- ！ 食事中はカバンが自分の体に密着するように置きます。食事や話に夢中になっても置き引きされることがないようにカバンの置き方を工夫しましょう。
- ！ 高級とされているホテルのレストランでも決して油断できません。こうした場所は、お金持ちのお客が多いということで、犯罪のターゲットにされる傾向があります。

【事例 3 『誰かに話しかけられた際に』】

- 列車に乗って出発を待っていると、ホームにいる人が窓ガラスを叩いてきたのでそちらに注意を向けたところ、列車内にいた仲間に自分の脇に置いたカバンを置き引きされた。

＜対策＞

- ！ どんなときでもカバンから目を離すことは厳禁。特に自分の周りで気を引くようなことが起きたら、まず持ち物をしっかりと確認しましょう。

【事例 4 『パーティー中に』】

- パーティー出席中に、脱いで置いてあった衣類を盗まれた。

＜対策＞

- ！ パーティー等、大勢の人が集まる会場では、持ち物はクロークに預けるか、持ち歩くようにしましょう。

（３）ひったくり

【事例 1 『路上で』】

- 道を歩いているとき、肩に掛けていたカメラ入りのバッグを、オートバイに乗った二人組に追い越しまにひたかれた。

＜対策＞

- ！ 道を歩くときはなるべく車道側を避け、荷物は車道側の手に持たないようにします。オートバイや車に乗った人によるひったくりは、多くの場合背後から襲ってくるので、荷物はしっかりと体の前方に置くことが大切です。なお、万が一被害にあったら、引きずられて危険です。抵抗しないで、荷物から手を離しましょう。

【事例 2 『地下鉄やバスの昇降口で』】

- 地下鉄の車内でドアのそばに立っていたら、ドアが閉まる瞬間、隣に立っていた人がカバンをひったくりそのまま電車を降りてしまった。すぐにドアが閉まったので何もできなかった。

＜対策＞

- ！ 乗降口の近くに立ったり、座ったりするのは、なるべく控えましょう。混雑等で乗降口近くしかスペースのない場合には、安易にひたされないよう持ち物をしっかりと持つようにします。
- ！ バッグは手提げ型ではなく肩から斜めがけできるものを使用し、リュックは前に向けて持つようにします。

また、財布はカバンの奥に入れ、必要な現金だけをスポンの前ポケットに入れるようにします。

(4) その他の窃盗手口

【事例 1 『車上荒らし』】

- ショッピング街で路上駐車し、買い物をして戻ると、車のカギが壊され中に置いてあったものが全部盗まれていた。
- 景色のいい場所でほんの数分と思い、カギを掛けずに降りて写真を撮っている間に、車の中に置いたカバンが盗まれた。

<対策>

！ 路上駐車は避けましょう。また数分でも車から離れるときには、貴重品は車内に置かず、窓を閉めてロックすること。カバンをトランクに入れても、入れているところを見られると、トランクもこじ開けられて被害にあうことがあります。

【事例 2 『ホテルの部屋で』】

- スーツケースにパスポート・現金などを入れて鍵を掛け、部屋に置いたまま外出したところ、泥棒に入れられ、スーツケースの鍵が壊されて金品が盗まれた。

<対策>

！ 貴重品は部屋に置かず、必ずホテルのフロントにある貴重品入れ（セーフティボックス）に預けましょう。但し、ホテル側の安全体制に疑問がある場合は個人で管理することも必要です（部屋のセーフティボックスは万全ではありません。外出時にセーフティボックス内の財布が盗まれた例もあります）。また、部屋にあるセーフティボックスで鍵が付いている場合、鍵の管理は宿泊者の責任になりますので、外出の際は持っていくようにします。部屋の鍵と一緒にフロントに預けると「開けてください」というようなものです。

(5) いかさま賭博（トランプ詐欺）

【事例】

- 観光中に、見知らぬ人から「妹が近々日本に行くので日本のことを教えてやってほしい」と声を掛けられ、誘われて家に行ったが、妹は外出中。妹の帰宅を待つ間、トランプをやろうと誘われた。ゲームに慣れた頃、いかさま賭博のやり方を教えられ、「これから金持ちが遊びに来るのでお金を巻き上げよう」と持ちかけられた。ほどなく現れた「お金持ち」を入れてゲームが始まった。予定通りこちらが勝ち続けたところで「お金持ち」が大金を賭けてきた。それに見合う賭け金を持っていないというと、クレジットカードで金（ゴールド）を買えばよいと言われ、ゲームを中断し、宝石店に案内されて、貴金属を買われ、それを賭けさせられた。結局負けてしまい、多額の被害となった。

<対策>

！ いかさま賭博による詐欺は、ここ数年、東南アジアを中心に発生しており、多くの日本人が同様の手口で深刻な被害にあっています。最初の誘い方も様々ですが、多くの場合、日本人が親近感を持つような内容（取り上げたケースの他にも、日本の文化に興味がある、友人に日本人がいるなど）で話

しかけてきます。いかさま賭博では、被害者以外の関係者は全て裏でつながっています。英語や片言の日本語で親しげに話しかけてくる人を軽々しく信用してはいけません。まして気軽にその人の家に行くようなことは絶対してはいけません。危ないと感じたら、迷わず「ノー！」とはっきり言う必要があります。

（６）偽ガイド（偽の出迎え）

【事例】

- 商用で出張し空港の待ち合わせ場所に出向いたところ、自分の名前が書かれたネームプレート掲げた人がいて、旅行会社か出張先の会社からの出迎えのように告げられたので、用意されていた車に乗った。空港近くの安ホテルに連れて行かれた後、レストランやクラブなどに案内され、最後に一連の費用として大金を脅し取られた。

※このネームプレートは、ターゲットのスーツケースに付いている名札を読みとったり、本当の出迎え者が持っているプレートを見て作成するもので、本当の出迎え者より目立つ場所で掲げていることが多いようです。

※このケースの他、車中で凶器を持ち出し、強盗を図る場合もあります。

＜対策＞

- ！ 事前に出迎え者の名前、年齢、特徴、会社名などを確認しておき、現地では身分証明書の提示を求めましょう。別の人が出て、予定が変更になったと言われたら、自分で旅行会社や現地連絡先に確認することも重要です。また、持ち物に一目で旅行者とわかるような名札を付けることは避けた方が無難です。

（７）悪徳タクシー

【事例】

- タクシー乗り場が混んでいたため、無資格営業と思われるタクシー（いわゆる「白タク」）の誘いに応じて乗車したところ、暗い路地に車を止められて、運転手に凶器で脅され、所持品一切を奪われた。※国際空港でも注意が必要です。
- 流しのタクシーに乗ったところ、人通りの少ない場所に連れて行かれ、そこで運転手と結託した二人組の強盗に乗り込まれた。拳銃を突きつけられ所持品を一切奪われた上、郊外の見知らぬ場所に置き去りにされた。

＜対策＞

- ！ タクシー乗り場などから必ず正規のタクシーを利用し、特に営業許可を受けていない白タク（注意：白いタクシーという意味ではない）には絶対に乗らないようにしましょう。運転手が強盗に豹変するケースの他にも、メーターが細工されていたり、大きく遠回りされたりして法外な料金を請求されるケース、あるいは要求しない店に連れて行かれて、その店で強引に品物を買わされるケースなど、タクシーに関する被害は世界中で発生しています。

(8) ぼったくりバー

【事例】

- 夕食を終え、レストランから出たところ、見知らぬ人から片言の日本語でカラオケに誘われた。タクシーで案内されたカラオケスナックで、ビールを軽く飲んだだけで法外な料金を支払わされた。

＜対策＞

- ！ 日本でも同様の手口の飲食店がありますが、海外では特に気がゆるんで、軽く誘いに応じるケースがあります。見知らぬ人の誘いに簡単に乗ってはいけません。
- ！ 万が一、被害にあったら、店の名前、場所などを覚えておき、警察に届けましょう。

(9) クレジットカード詐欺

【事例】

- クレジットカードで支払いをしたが、金額を確かめずにサインし、控えを受け取らず帰国してしまった。日本に帰ってから、一桁多い金額の請求書が送られてきた。

＜対策＞

- ！ 高価なものを購入する際は信用のおける店を選ぶことが重要です。また、信用のある店であったとしても、品物をよく見て、クレジットカードを利用する場合は、金額などに間違いがないことをよく確認し、控えを必ず受け取る必要があります。

(10) 睡眠薬強盗

【事例】

- 市街地を観光中、自分も旅行者と名乗る男と親しくなり、市内を一緒に観光した。かなり歩き回ってから、ビールを買って公園で一緒に飲み、勧められたクッキーを食べたところ、意識を失った。その後、朦朧とした状態で歩いているところを発見され、気がついたら、パスポート、現金、航空券、時計など身の回りの貴重品全てを盗まれていた。
- 旅行先のスタジアムでプロスポーツを観戦中、一人の男が親しげに声を掛けてきて、話が盛り上がった。観戦後、相手の家に招待されてコーヒーをご馳走になった。相手が運んできたコーヒーを飲んだところ、しばらくして眠くなり、目が覚めたのは数日後、病院のベッドの上であり、手荷物など全てが盗まれていた。

＜対策＞

- ！ 現地で知り合った人から勧められた食べ物、飲み物は不用意に口にしないことが大切です。また、現地で知り合った人と一緒に食事をしていて、トイレで席を離れたスキに睡眠薬を入れられたという事件もあります。初めての人と食事をする場合、一度目を離した食べ物は食べ続けないということも必要でしょう。こうした犯罪に使用する薬は強力で、後遺症が残る場合もあり、非常に危険です。

(11) ホテルでの強盗

【事例】

- ホテルにチェックインして部屋に入るとすぐにドアをノックされた。ホテルの従業員と思い、何気なくドアを開けたところ、強引に部屋に押し入れられ、金品を強奪された。
- エレベーターを降り、廊下を歩いて、部屋に入ろうとドアに鍵を差し込んだとき、後ろを歩いていた人にいきなり羽交い締めになれ、そのまま部屋に押し込まれ、金品を強奪された。
- 一人でエレベーターに乗ったところ、エレベーターの扉が閉まった瞬間、一緒に乗り合わせた人に凶器を突きつけられ、金品を脅し取られた。
- 防犯チェーンを掛けずに就寝したところ、ホテル従業員が合鍵を使い部屋に侵入して来た。

<対策>

- ！ 部屋のドアは必ず防犯チェーンを掛け、ノックされたらチェーンを付けたまま相手を確認します。ホテルの従業員のように見えたり、水道や電気の修理人に見えても、頼んだ覚えがなければ必ずフロントに確認を取ります。また、エレベーターは扉が閉まれば密室になるので、十分な注意が必要です。
- ！ 不幸にして強盗にあった場合には、被害を大きくしないためにも決して抵抗しないことです。

(12) 首絞め強盗（羽交い締め強盗）

【事例】

- 日中、市街地の広場を散歩中の熟年日本人夫婦が、四人の男にいきなり背後から首を絞められた。二人は、抵抗することもできず、その場で意識を失い倒れ込んだ。犯人グループは衆目の中で、二人のバッグ、財布など身の回りの物を強奪し逃走した。二人は通行人から通報を受けた救急車により病院に運ばれ治療を受けたが、意識を取り戻した後も、首の外傷、喉の痛みが引かず、しばらく後遺症に苦しめられた。
- 個人旅行を楽しんでいた日本人女性が、夕方近くにショッピングを終え、ホテルに帰る途中、駅の構内を歩いていたところ、二人組の男に背後から襲われた。女性は、首を絞められたため数秒で意識を失った。二人は買い物袋、バッグの他、服の内側の貴重品入れにしまっていた財布、パスポートまで盗み、その場から逃走。通行人に助けられ病院に行ったが、首にあざができるほどの怪我を負い、数日の入院を余儀なくされた。

<対策>

- ！ 通りを歩く観光客の背後に数人の男が忍び寄り、人目が少なくなった隙を狙って、いきなり背後から腕を伸ばして首を絞める、いわゆる『首絞め強盗』と呼ばれる犯罪がヨーロッパの一部地域を中心に、日本人渡航者に深刻な被害をもたらしています。犯行がごく短時間に行われるため、比較的人通りが少ないところであれば、昼夜に拘わらず、場所を問わず襲われることもあります。特に日本人は、金品をたくさん持っているという印象があり、欧米人に比べ体格も小さいことから、ターゲットにされやすいという傾向があります。
- ！ 場合によっては、生命にも関わる危険な犯罪ですので、滞在中、一人で、あるいは少人数で行動す

る際には、怪しい人物に付け狙われていないか、常に前後左右に気を配ることに心がけましょう。

(13) 偽警察官

【事例】

- 市内を観光していると「チェンジ・マネー」と言いながら両替を求めて近づいてきた男がいた。「ノー・チェンジ」と断ったが、しつこくつきまとわれ、困っていた。しばらくして、別の男が近づいてきて、警察手帳のようなもの（偽手帳）を見せながら、その男を追い払った。そして、こちらにも両替の疑いがあるとして、パスポートや財布の提示を求めてきた。パスポートと財布を渡すと中身を確認し、そのまま返してくれた。ホテルに帰ってから財布を確認すると高額紙幣が抜き取られていた。

＜対策＞

- ！ 警察官という言葉に無条件に安心したり、反対に、やましいことはないのにおどおどしたりすることで、注意が散漫になるスキを狙われます。また、制服を着ている偽警察官もいます。見せられた警察手帳はしっかり確認することはもちろんですが、どの国の警察官もよほどのことがない限り、路上で持ち物検査をすることはありません。不審な点があれば、「他の警察官にも立ち会ってもらう」、「現地の日本大使館・総領事館に連絡する」と主張するなど、毅然とした態度で、冷静に対処することが大切です。
- ！ なお、本物の警察官が同様の手口で、観光客を騙す事例もあります。もちろんごく稀な例ですが、一部の国では、こうした悪質な警察官も存在します。もし、そういう事態に遭遇したら、冷静に警察手帳の氏名（名札）、人相などを確認しておきましょう。被害届を出すときに役立ちます。

(14) 夜間・早朝の路上強盗

【事例】

- 夜間、列車の出発まで時間があるので駅の周辺を散歩していたら、暗がりにはきずり込まれて暴力を振るわれ、カバンを強奪された。
- 人通りの少ない薄暗い地下鉄への通路を歩いていると、すれ違った男にいきなり銃器を突きつけられ、金品を奪われた。
- 夕方、目的地に到着し、宿泊先を探していると、見知らぬ人が近づいてきて、安いホテルを紹介すると話を持ちかけてきた。その人についていくと、そこには数人の仲間がいて、集団で脅され、持ち物を奪われた。
- 大学から寮に帰る途中、見知らぬ人に話しかけられて立ち止まったら、数人の男から暴行を受け、金品を盗まれた。
- 夜、写真を撮ろうとしていたら後ろから殴られてカメラを盗まれた。

＜対策＞

- ！ 夜間や早朝の外出は極力避け、やむをえず外出する場合は常に周囲に十分注意し、近い距離であってもできるだけ乗り物を利用するといった対策が必要です。旅行等のスケジュールを立てる場合も、目的地に夜遅く到着するような計画はできるだけ避けましょう。
- ！ こうした犯罪者は凶器を所持している可能性が高いので、不幸にして被害にあった場合は生命を第一に考え、抵抗しないことが大切です。

2. 現地の法律、風俗、習慣に関わるトラブル

渡航先の法律や規則、風俗や習慣を理解していなかったために、日本人がトラブルに巻き込まれるケースは頻繁に発生しています。日本では些細なことでも、外国では重大な犯罪だとされている、その国の人から見ると信じられないほど失礼な行為にあたる、などということはよくあるものです。これらのトラブルに巻き込まれないためには、まず、渡航先の国に関する知識をしっかりと身につけておくことが大切です。また現地の法律を遵守すると共に風俗・習慣を尊重するよう心がけてください。

(1) 禁制品の持ち込み、持ち出し

【事例】

- 入国時の通関の荷物検査時に、荷物の中に入れておいたCD、コンピュータ用フロッピーディスクが発見された。内容検査のため空港税関事務所に赴いたところ、CDの中に税関法上違法行為の疑いのあるものが含まれていた旨告げられ、当局に拘束された。
- 市内観光中、骨董品市場で掘り出し物を見つけ早速購入した。ところが出国の際の税関検査で持ち出し禁止の美術品であることを指摘・没収され、当局に拘束された。

<対策>

- ！ 入国時、全ての荷物を開披検査し、税関上の違法物品に対して厳しい取締りを行っている国があります。悪質と判断されれば、品物を没収されるだけでは済まず、法律違反として拘束されることもあります。
- ！ 持ち込み、持ち出し禁止（制限）品目や出入国時の外貨申告制度など、出入国に関わる規制は正確に情報を入手して、それを守ることが必要です。見つかっても没収される程度というような安易な考えは禁物です。
- ！ 特に最近では、テロ対策のため、検査が厳格になっている国が増えていますので渡航前に必ず確認をしましょう。

(2) 写真撮影

【事例】

- 旅行先の国で港に立ち寄った。夜景がきれいだったので夜の港風景を撮影していたところ、警察官が近づいて、撮影が禁止されている区域であると告げられ、カメラ、フィルムを没収された。
- 空港の近辺で飛行機の離陸シーンを撮影しようとホームビデオを構えていたら、警察車両が近づいてきて、身柄を拘束された。その空港は軍用でもあったことから、撮影が厳しく禁止されている施設であった。
- 旅行先の市場の風景を撮影していたら、被写体になった人が集まってきて、無断で撮影していることについて抗議し、対価を払わなければ、フィルムを没収するといった。その結果、それぞれの人に撮影料を支払うことになった。

<対策>

- ！ 多くの国では、軍事施設を始め、港湾、空港、大統領施設など保安上重要な公共施設の撮影を制

限しています。また、美術館などの撮影についても許可制、有料制にしている国もありますので、予め撮影が制限されている場所をチェックしておく必要があります。また、本人は違うものを撮影していても、制限されている対象の近くで撮影していると、禁止行為と見なされることもあるので注意が必要です。

！ 国民性、あるいは民族性などから、現地の人が無断で写真を撮られることを非常に嫌がる場合、有料でないと被写体として認めない場合があります。無用なトラブルを防ぐためにも、海外で他人を撮影する場合は、必ず本人の了承を得ることが必要です。

（３）宗教や習慣によるトラブル

【事例】

- 現地の子供がとても利口で可愛くて頭をなでたら、その親から厳しく怒られた。
- 椅子に座って、現地の人と話をしている最中に足を組んでいたら、不快感を示された。
- 旅行中の女性が、派手な服装で寺院を訪問したところ、入場を拒否された。
- デパートでの買い物の途中、言うことを聞かない子供を母親が厳しく叱りつけ、平手で殴ったところ、それを見ていた人が警察に通報し、警察官がやってきて、幼児虐待の疑いで取り調べを受けた。
- クラブでクラスメートに会った。ビールをおごってくれた後、しつこくセックスを迫られた。
- レストランで食事中、いつもながらの夫婦げんかになり、夫がかつとして妻の腕を強くつかんだところ、レストランから警察に通報され、夫はドメスティック・バイオレンスで拘束された。

＜対策＞

！ 日本では普通でも、海外ではタブーとされている行為は多く存在します。特にその国の宗教を否定している、または侮辱していると受けとられるような行為は、相手に不快感を与えるだけでなく、法律で厳しく規制されているものもあるので、注意が必要です。また、多宗教、多民族で構成されている国では、それぞれの人が独自の宗教、習慣に基づいて生活している場合や、地域によって習慣が異なる場合もあります。また簡単に異性を部屋に入れることも問題です。性や恋愛においても習慣の違いが存在します。

！ 渡航前に、その国の法律や習慣をしっかりと把握し、滞在中はその国や地域の習慣に従うこと、すなわち「郷に入れば郷に従う」という心がけがトラブル回避の鉄則です。

３．麻薬に関わるトラブル

海外で麻薬に関わることは、特に深刻な事態を招きます。現在でも世界の各国で麻薬犯罪により重い刑罰を受け、刑務所に長期間服役している日本人がいます。自らの軽はずみな行動、注意不足で自分の人生を台無しにしないためにも、海外での麻薬犯罪には絶対に関わってはいけません。

（１）麻薬を購入した、買われた

【事例】

- 繁華街を歩いていたところ、二人組の男に声を掛けられ、良いお茶があるからとつきまとわれ、少量を購入させられた。ホテルに帰った後、警察官が「麻薬の取締りだ」と部屋を訪れ、そのお茶を調べられた。実はそのお茶は麻薬であったため、現行犯で逮捕された。※国によっては麻薬所持の密告に報償金

を払う制度があり、麻薬の売人がその報償金目当てに旅行者を騙すケースがあります。

<対策>

- ！ 自分の意思とは関係なく麻薬取引に巻き込まれることがあります。麻薬犯罪はほとんどの国で重罪であり、国によっては、死刑、無期徒刑といった厳しい罰則で取り締まっています。興味本位で何かわからない物を購入したり、軽い気持ちで麻薬に手を出したりすることが、取り返しのつかない悲劇を招きます。

(2) 知らないうちに麻薬の運び屋にされていた

【事例】

- 個人旅行の日本人女性が、現地で知り合った男性から「〇〇国に着いたら、この荷物を友達に渡してほしい」と頼まれ、その荷物を持って、目的地に出かけた。目的地の空港についたところ、手荷物検査でその荷物の中から麻薬が発見され、麻薬密輸の現行犯で逮捕された。
また、2012年には、日本の女子大学生がウガンダから覚せい剤約 1.9kg を関西国際空港に密輸し逮捕された。外国では死刑や無期懲役になる事案。

<対策>

- ！ このように他人に騙された、本人の身に覚えのない麻薬密輸についても、当然のことながら重い刑罰が科せられます。いくら他人に騙されたと弁明しても、その事実を証明することは非常に困難です。見知らぬ人はもちろんですが、いくら知り合いでも他人の荷物を安易に預かったり、国外に運ぶことは絶対してはいけません。

4. 日本人が「犯罪者」になるケース

海外で日本人が現地の法律に違反して逮捕されるケースが増えています。不法滞在、不法入国などの出入国・査証関係犯罪、麻薬犯罪、売買春や、日本人による日本人を対象とした犯罪などで刑務所に服役している日本人がいます。

<対策>

- ！ 注意不足や軽い気持ちで滞在許可期間を超えるようなことのないように、滞在する国の出入国・査証関連規則を十分に確認し、法律違反にならないように注意してください。
- ！ 海外で日本人による日本人を狙った寸借詐欺が発生しています。日本人だからといってむやみに同情して、お金を貸したりしないよう十分に注意してください。
- ！ 多くの国で買春は禁止されており、重罪となる場合もあります。また、児童買春、児童ポルノの所持等は日本の法律により国外犯としても処罰の対象とされますので、不適切な行動は慎んでください。
- ！ 偽ブランド品等の模倣品や違法コピーしたCD・DVDの海賊版等を海外で購入し、日本国内に持ち込むことは違法行為となる場合がありますので、注意してください。

5. 海外留学経験者（埼大生）からのアドバイス等

- インフルエンザにかかり、病院で診察を受けた。保険補填額より少し高かった。（米）

- パーティーで飲みすぎない。目を離れた隙に薬物を入れられることがあるので、自分の飲み物から目を離さない。（米）
- パーティーでは置き引きが非常に多いので、荷物はクロークや信頼できる友人の部屋に置く。
- 慣れてくると油断しがちになるが、バスや地下鉄の中ではもちろん、学内でも自分の荷物から目を離さない。
- 物乞いは相手にしない。
- 貴重品はわかりやすいところに所持しない。
- 異性との付き合いは十分に責任を持つ。ノーを言う時にははっきりと意思表示を。**
- 簡単に相手に酒（ビール等）をおごったりおごられたりしない。**
- キャンパス構内、寮内でもレイプは起こっているので注意する。**
- 現地の人と同じような服装をし、同じように振る舞う。
- どんなに用心しても、しすぎることはない。

IV. 海外渡航情報収集のリンク集

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>
 海外邦人安全協会 <http://www.josa.or.jp/>
 日本在外企業協会 <http://www.joea.or.jp/>
 国際協力機構 <http://www.jica.go.jp/>
 米国・連邦緊急事態管理庁 FEMA <http://www.fema.gov/>
 英国・情報局保安部 MI5 The Security Service <http://www.mi5.gov.uk/>
 豪州・Australian Government Australian National Security
<http://www.nationalsecurity.gov.au/>
 米国・国務省 Travel State <http://travel.state.gov//content/travel/en.html>
 英国・外務省 FCO Travel Advice <https://www.gov.uk/foreign-travel-advice>
 豪州・外務省 Travel Advisories <http://www.smartraveller.gov.au/>
 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
 国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/ja/>
 国立感染症研究所感染症疫学センター <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
 厚生労働省検疫所 <http://www.forth.go.jp/>
 外務省 世界の医療事情 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>
 世界保健機構（国連） <http://www.who.int/en/>
 米国・疾病対策センター Centers for Disease Control and Prevention <http://www.cdc.gov/>
 海外留学生安全対策協議会 <http://www.jcsos.org>
 ProMED 情報データベース <http://www.promedmail.org/>
 労働者健康安全機構 <http://www.johas.go.jp/>

海 外 渡 航 届

学研災付帯海外留学保険・留学生危機管理サービス【OSSMA】加入申込書

(渡航 1 か月前までに留学・国際交流課窓口へ提出)

_____年 ____月 ____日

国際本部長 殿

所属 (学部・研究科) _____ (□GY □GTP) 学年 _____ 学籍番号 _____

フリガナ 姓 _____ フリガナ 名 _____ 生年月日 (西暦) _____ 年 ____月 ____日 性別 _____

現住
所 _____

携帯番号 _____ Email _____ @ _____

私は海外渡航に際し、下記のとおり届けます。

1. パスポート情報

パスポート記載の氏名 (Name) _____

パスポートナンバー _____

2. 期間

日本出国 (自宅を出発する日) _____年 ____月 ____日 ~ 日本帰国 (自宅に到着する日) _____年 ____月 ____日

※保険の加入期間となります。今回の渡航目的のため自宅を出発してから帰宅するまでが、保険の対象です。

3. 渡航先 ※英名で記載

(国) _____ (州) _____

(都市) _____

(派遣先機関) _____

* 渡航先が 2 カ国以上の場合は、滞在日程を別紙に作成・提出。(書式自由)

4. 渡航先での連絡先

① 本人電話番号・Email (日本・滞在国でも必ず確認するメールアドレスを記入 携帯アドレスは不可)

※渡航中に安否確認メールを受信できるメールアドレスを記入

(電話) _____ (Email) _____ @ _____

② (ホームステイ先/宿舎/その他) の住所 ※いずれかに○を記入。未定の場合、空欄でも可。

(住所) _____

5. 渡航中の日本国内緊急連絡先

(氏名) _____ (本人との続柄) _____

(住所) _____ (電話番号) 自宅 : _____

携帯 : _____

6. 渡航内容

(1) プログラムの種類 ※該当の□にチェック

- ① 大学（部局）が提供するプログラム等
□派遣・交換留学プログラム（トビタテを含む） □海外インターンシッププログラム
□語学研修プログラム □DDP（ダブル・ディグリー・プログラム）
□その他（具体的に）
- ② 大学（部局）が認めるプログラム等
□研究活動 □国際会議参加
□その他（具体的に）

(2) プログラム等名称 _____（単位取得 □有 □無）

(3) 主催団体または指導教員名 _____

7. たびレジ（3ヶ月未満の渡航）、在留届（3ヶ月以上の渡航）への登録 □有 □無

8. 海外渡航に際し、海外留学保険の加入を義務づけていますが、補償内容等を考慮し、原則として「学研災付帯海外留学保険」を指定しています。海外留学保険について記入してください。

☐ 学研災付帯海外留学保険に加入する場合

学生支援課確認欄

学研災に加入していることが条件となります。

留学・国際交流課提出前に _____>
学生支援課窓口で加入の有無を確認

加入期間	確認印

加入（支払）手続き方法を選択してください。

☐ 【推奨】WEBによる手続き

クレジットカード決済により、WEB上で手続きが完結します。
被保険者証は、メールで学生に直接送信されます。

☐ 郵送による手続き

郵便局（ゆうちょ銀行）で振込み払いを行います。
保険会社から郵送される振込用紙および被保険者証を、留学・国際交流課の窓口で受け取る必要があります。

☐ 渡航先において指定された保険に加入する場合

その保険加入証等内容が分かるもの（保険証書等）の写し（コピー）を **提出** します。

9. 海外渡航に際し、大学負担にて留学生危機管理サービス【OSSMA】に加入します。ただし、サービスを受けるためには、派遣学生本人がシステムに情報入力等を行う必要がありますので、その同意について記入してください。

情報入力等を行うことについて （該当の□にチェック）
□同意します。

10. 英文付保証明希望 □有 □無

今回記入された個人情報、海外渡航の危機管理・海外留学保険に関する用途以外には使用いたしません。

緊急連絡先（本人・家族控用）（様式2）

1. 基本情報		
氏名：	生年月日：	
旅券番号：	発行年月日/有効期限： 年 月 日/ 年 月 日	
2. 日本の連絡先（家族）		
氏名：	電話：	
住所：	本人との関係：	
3. 日本の連絡先（大学）		
埼玉大学（部署名）	電話：	
住所：埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	本人との関係：	
4. 渡航先の大学等の連絡先		
名称：	国	電話：
5. 渡航先の日本大使館・総領事館の連絡先		
名称：	電話：	
6. 保険会社の連絡先		
名称：	電話：	
7. 渡航先の警察の緊急連絡先（例：日本 110 番）		
名称：	電話：	
8. 渡航先の消防の緊急連絡先（例：日本 119 番）		
名称：	電話：	
9. 渡航先の病院の緊急連絡先（例：日本 119 番）		
名称：	電話：	
10. その他		
名称：	電話：	

危機発生報告書（様式3）

整理番号 _____

記入者 _____

連絡を受けた年月日（曜日） _____

所属 _____

時刻 _____

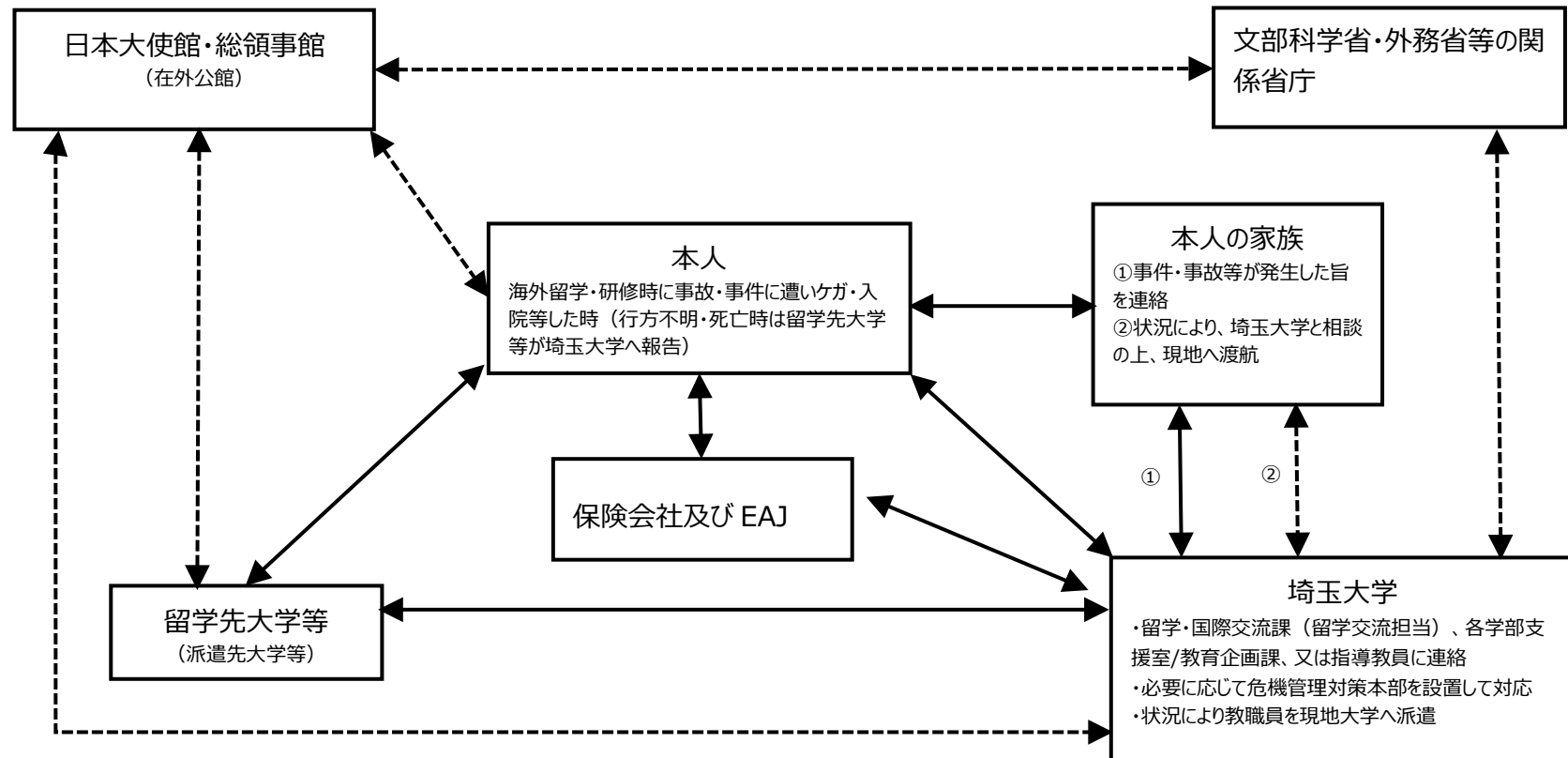
職名 _____

氏名 _____ 内線： _____

携帯（時間外） _____

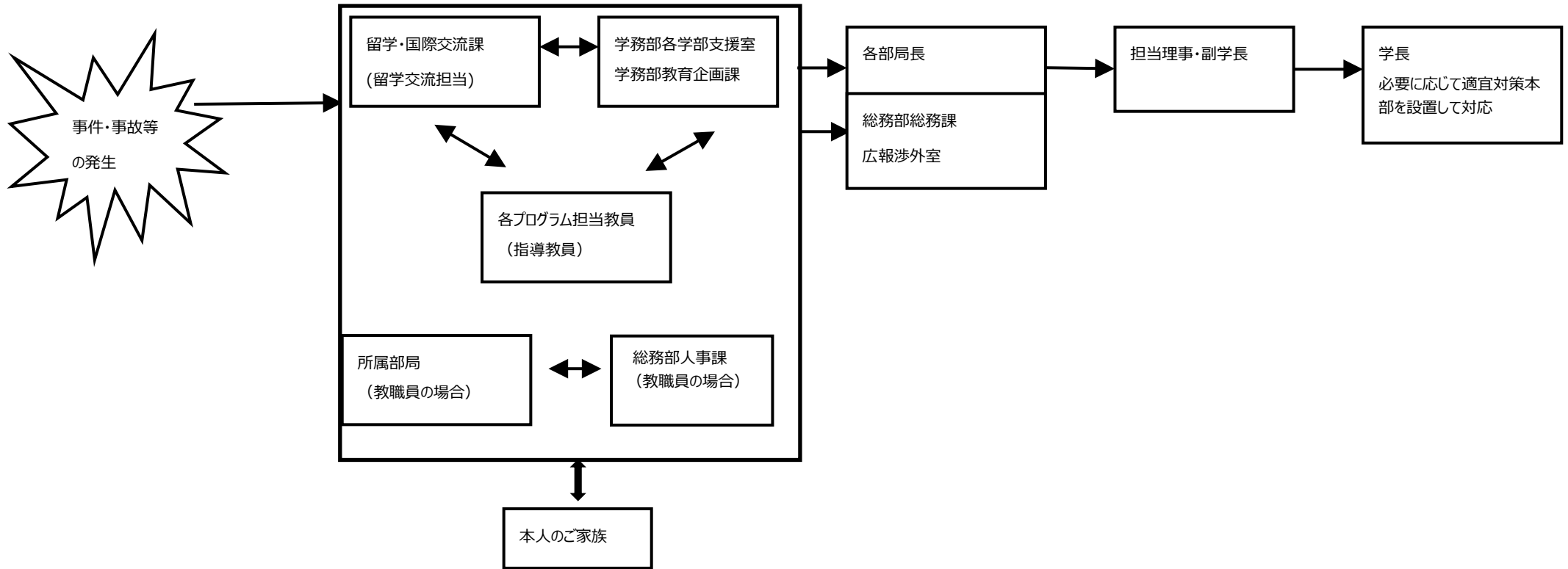
渡航者氏名			
渡航先			
渡航者連絡先	Tel: _____ e-mail: _____		
発生日時			
発生場所			
人的被害	区分（該当事項に○をつける）	被害状況	備考（学籍番号・保険加入の有無・その他）
	病気		
	怪我		
	その他		
物的被害	区分（該当事項に○をつける）	被害状況	備考（学籍番号・保険加入の有無・その他）
	持ち物		
	金銭		
	その他		
発生状況	具体的に記入 ①いつ ②どこで ③何が ④どのようになったか を詳細に記入すること。		
連絡すべき関係者など			

海外留学・研修等の危機管理対応時の概念図



- ・事故等が発生した場合、実線（－）は、必ず連絡するもの。
- ・事件・事故等が発生した場合、点線（・・・）は、状況に応じて連絡するもの。

連絡体制



事件・事故等の連絡を受けた留学・国際交流課（留学交流担当）/各学部支援室/教育企画課/各プログラム担当教員は、様式3を作成し、速やかに報告・相談を行うことを原則とする。
また、学長の指示により危機対策本部が設置された場合は、連絡体制に従い関係者へ連絡する。